

# 新年のご挨拶

株式会社 エーアイエー  
代表取締役 鶴野 英一

新年、明けましておめでとうございます。

旧年中は、格別のお引き立てを賜り心より御礼申しあげますと共に、皆様方にとりまして2019年が、最良の年となりますよう心からお祈り申しあげます。

さて、本年は10月から消費税の標準税率が8%から10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）に引き上げられるとともに、軽減税率8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）が導入され、請求書等が区分記載請求書等保存方式に変わります。この事により新年度は10月以降の消費需要の落込みによる景気減退が想定されますが、国も消費増税による景気減退が生じないよう、ポイント還元やプレミアム付き商品券の発行、自動車の購入に関する減税など様々な対応策を講じようとしています。株式会社エーアイエーの社員一同、事業者の皆様がこれまで取り組んでこられた対応策を地道に実践し消費増税を乗り切っていけるよう、長年取り組んできた監査確認事項シートによる支援をより充実させて、事業者の皆さまを支えられるよう積極的に取り組まねばと決意を新たにしている次第です。

そこで、株式会社エーアイエーといたしましては、第10次中期経営計画である2019（平成31年）1月から2021（平成33年）12月までの3年間における活動基本方針を、TKC全国会が提唱した「中小企業経営力強化支援法を前提とした企業の持続的発展に役立つ創業支援及び経営改善支援並びに事業承継支援等の推進」の方針に基づき、中小企業の経営力強化支援のための専門的能力強化とそのための経営基盤の構築としました。即ち、消費税改正に対応する確かな準備と地域経済を支える中小企業の体質強化支援に向けて、3か年計画の第1年目の各支援部の業務遂行方針を以下のように定め、事業者の皆さま方を支援する事に致しました。

## ①経営支援部

関与先企業の事業分野に精通し、日々の電子記帳であるFX2入力を適時に実践させて、継続MASで作成した行動及び数値の目標と実績との差異分析を実施し、毎月、中間時、決算時のそれぞれの業績検討会を通じて関与先企業の経営力（財務信用力）の強化支援を行う。これらを側面から支援する行為として、経営計画の作成、予算管理（モニタリング）、創業・新規事業開拓、経営改善、事業承継等の更なる専門的能力の強化とAI・IOT・ロボット技術等の進展がもたらす社会変革に対応できる関与先企業の経理業務の自動化に関するノウハウ習得と自動化による経理業務の合理化を支援する。

## ②情報化支援部

これまで推進してきたデータベースソフトの改変に対応すべきノウハウ習得はもちろんの事、インターネットインフラの高機能化がもたらすシステムへの影響を真正面から捉えて、インターネット端末の変化を見すえた生き残りのためのソフトウェアの運用支援と情報コンサルティングノウハウの取得に努め、関与先企業のシステム化を通しての経営力強化支援を実践して、地域経済の活性化という社会的責任を果たすとともに、AI・IOT・ロボット技術等の進展がもたらす社会変革に対応できる関与先企業の基本業務の自動化に関するノウハウ習得と自動化による基本業務の合理化を支援する。

## ③企画管理部

これまで推進してきた企画管理業務の基本に立返って見直しを行い、関与先企業を初めとする外部関連企業との関わり方を再検討する。特にB-POST.COMをメインとするWEBサービス（HP作成・運用、サイト構築、広告支援・販路開拓支援、ネットCM及びソーシャルメディアの運用支援、決算公告等）の時代対応及び機能強化に努め、経営支援部及び情報化支援部を側面から支援する事で、地域企業の経営力強化支援の一翼を担うとともに、AI・IOT・ロボット技術等の進展がもたらす社会変革に対応できる関与先企業の基本業務の自動化に関するノウハウ習得と自動化による基本業務の合理化を支援する。

最後に、本年度における事業者の皆様のご隆盛とご健勝を心よりお祈り申しあげまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



# 2019年 新年の抱負

## 経営支援部

<b>【長重 俊隆】</b> 2019年は5月1日に新しい年号となり平成と〇〇と言う二つの年号を経験できる年に原点回帰を目指します。	<b>【中馬 千春】</b> 子育てが一応終了しますので、これからは自分自身の将来のために資格試験にチャレンジします。
<b>【林 英俊】</b> もっと自分磨きがしたいので、初めての経験が増えるようにジャンルを問わずできそうなことに積極的に取り組んでいきます。	<b>【四郎園 健彦】</b> 10年後の基礎作りとして、初心忘れず、コツコツと努力します。
<b>【土成 邦彦】</b> 30代の折り返し地点であり、人生の折り返し地点となる年となります。今までの人生を振り返り、更なる飛躍を目指します。	<b>【下村 亮輔】</b> 皆の力になれるよう、今後もより一層精進していきます。
<b>【中島 一樹】</b> 仕事・プライベート共に自分自身と向き合い、成長を実感できる年にしたいと思います。	

## 情報化支援部

<b>【平野 隆】</b> 新年号になる年に当たり、心機一転、初心に戻り、資格の取得に力を入れたいと思います。	<b>【横原 まゆみ】</b> 今年こそ資格試験に合格できるように頑張りたいと思います。
<b>【長谷川 幸太郎】</b> 時代に合わせた仕事ができるよう、新たなスキルの習得を目指したいと思います。	

## 企画管理部

<b>【鶴野 司】</b> 第一目標であった「還暦を無事に迎える」を達成できたので、次の目標「親より長生きする」と「孫の運動会を見る」を達成する為にさらなるリハビリ・健康管理に取組みます。	<b>【下茂 志津子】</b> 下学上達。2年後、3年後、その先を見据えて学びに重きを置く年にします。お客様とともに笑顔で心豊かであるよう頑張ります♪
<b>【前原 和江】</b> 建設業経理士 1級に挑戦したいと思います。3科目合格は難しいので、1科目合格からコツコツと……	<b>【太田 彩美】</b> 平成最後の年、そして新しい年、何事にも力いっぱい取り組みます。
<b>【田中 美和】</b> 知識習得のため目標の資格取得と、体力づくりとして運動が続けられるように頑張りたいと思います。	



# 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について

2023年10月1日より、仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

## 1. 適格請求書とは

売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるためのものです。一定の事項が記載された請求書や納品書、その他これらに類する書類のことをいいます。様式としては、法令等で定められていません。

適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。適格請求書発行事業者になるには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出して、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録できません。

登録申請書の提出は、2021年10月1日から提出できます。

2023年10月1日から登録を受けるためには、原則として、**2023年3月31日まで**に提出する必要があります。

## 2. 適格請求書発行事業者の義務等(売手側の留意点)

適格請求書発行事業者は、軽減税率対象品目の販売の有無にかかわらず、取引先から求められた場合には適格請求書を交付しなければなりません。また、交付した適格請求書の写しを保存する義務があります。

### < 記載事項 >

適格請求書	適格簡易請求書																																																
<ul style="list-style-type: none"><li>① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号</li><li>② 取引年月日</li><li>③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)</li><li>④ 税率ごとに合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率</li><li>⑤ 消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)</li><li>⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>(不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等が交付することができます。)</li><li>① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号</li><li>② 取引年月日</li><li>③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)</li><li>④ 税率ごとに合計した対価の額(税抜き又は税込み)</li><li>⑤ 消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)又は適用税率</li></ul>																																																
<p>請求書</p> <p>⑥ (株)〇〇御中</p> <p>① △△△(株) 登録番号 T012345...</p> <p>12月分 163,200円 ○×年 12月31日</p> <table border="1"><thead><tr><th>② 日付</th><th>③ 品名</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>12/1</td><td>肉 ※</td><td>10,000</td></tr><tr><td>12/1</td><td>魚 ※</td><td>5,000</td></tr><tr><td>12/2</td><td>タオル</td><td>2,000</td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td></tr><tr><td>合計</td><td>150,000円</td><td>消費税13,200円</td></tr><tr><td>④ 10%対象</td><td>60,000円</td><td>消費税6,000円 ⑤</td></tr><tr><td>8%対象</td><td>90,000円</td><td>消費税7,200円</td></tr></tbody></table> <p>※ 軽減税率対象 ③</p>	② 日付	③ 品名	金額	12/1	肉 ※	10,000	12/1	魚 ※	5,000	12/2	タオル	2,000	⋮	⋮	⋮	合計	150,000円	消費税13,200円	④ 10%対象	60,000円	消費税6,000円 ⑤	8%対象	90,000円	消費税7,200円	<p>① スーパー〇〇 東京都..... 登録番号 T987654...</p> <p>② ○×年 12月3日</p> <p>③ 領収書</p> <table border="1"><tbody><tr><td>ヨーグルト ※</td><td>1</td><td>¥108</td></tr><tr><td>カット野菜 ※</td><td>1</td><td>¥162</td></tr><tr><td>ペットフード</td><td>1</td><td>¥550</td></tr><tr><td>⑤ 合計</td><td></td><td>¥820</td></tr><tr><td>⑤ 8%対象</td><td>⑤</td><td>④ ¥270 (内消費税額 ¥20)</td></tr><tr><td>⑤ 10%対象</td><td>⑤</td><td>④ ¥550 (内消費税額 ¥50)</td></tr><tr><td>お預り</td><td></td><td>¥1,000</td></tr><tr><td>③ ※ 軽減税率対象</td><td>お釣</td><td>¥180</td></tr></tbody></table> <p>⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能</p>	ヨーグルト ※	1	¥108	カット野菜 ※	1	¥162	ペットフード	1	¥550	⑤ 合計		¥820	⑤ 8%対象	⑤	④ ¥270 (内消費税額 ¥20)	⑤ 10%対象	⑤	④ ¥550 (内消費税額 ¥50)	お預り		¥1,000	③ ※ 軽減税率対象	お釣	¥180
② 日付	③ 品名	金額																																															
12/1	肉 ※	10,000																																															
12/1	魚 ※	5,000																																															
12/2	タオル	2,000																																															
⋮	⋮	⋮																																															
合計	150,000円	消費税13,200円																																															
④ 10%対象	60,000円	消費税6,000円 ⑤																																															
8%対象	90,000円	消費税7,200円																																															
ヨーグルト ※	1	¥108																																															
カット野菜 ※	1	¥162																																															
ペットフード	1	¥550																																															
⑤ 合計		¥820																																															
⑤ 8%対象	⑤	④ ¥270 (内消費税額 ¥20)																																															
⑤ 10%対象	⑤	④ ¥550 (内消費税額 ¥50)																																															
お預り		¥1,000																																															
③ ※ 軽減税率対象	お釣	¥180																																															



### < 適格請求書の交付義務免除 >

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満のものに限る)
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡  
(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡  
(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る)
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満のものに限る)
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る)

## 3. 仕入税額控除の要件(買手側の留意点)

適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件になります。

### < 帳簿の記載事項 >

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称</li><li>② 取引年月日</li><li>③ 取引内容</li><li>④ 対価の額</li><li>⑤ 軽減税率の対象品目である旨</li></ol> |
|--|

### < 請求書等の範囲 >

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 仕入明細書等(適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
- ④ ①～③の書類に係る電磁的記録

### < 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合 >

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

### < 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置 >

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなります。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、一定期間、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

2023年10月1日～2026年9月30日	仕入税額相当額の80%
2026年10月1日～2029年9月30日	仕入税額相当額の50%

## 4. 免税事業者の方の留意点

2023年10月1日以降、免税事業者は適格請求書発行事業者としての登録を受けなければ、適格請求書を発行することができません。免税事業者が登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者になる必要があります。

2023年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

### < 例1 >

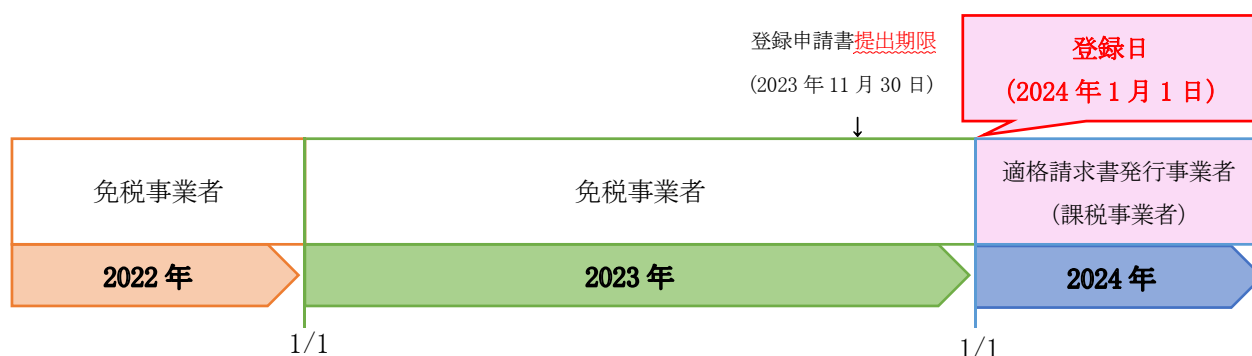
- ・12月決算
- ・登録日が2023年10月1日の属する課税期間の場合（経過措置の適用あり）
- ・2023年10月1日から適格請求書発行事業者となる場合



※「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。  
また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。

### < 例2 >

- ・12月決算
- ・登録日が2023年10月1日に属する課税期間の翌課税期間以降の場合
- ・課税事業者となった課税期間の初日である2024年1月1日から登録を受ける場合



※「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択します。  
課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1か月前の日までに登録申請書の提出が必要です。

もっと詳しく知りたい方は、下記ホームページ等でご確認ください。

### 国税庁HP

<http://www.nta.go.jp/>

[http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067\\_14.pdf](http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067_14.pdf)

[http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067\\_15.pdf](http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067_15.pdf)

# 軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール

請求書等保存方式 (現行)		区分記載請求書等保存方式 (2019年10月～)	適格請求書等保存方式 (2023年10月～)
税率	8.00% (消費税率6.3% 地方消費税率1.7%)	○軽減税率 8.0% (消費税率6.24% 地方消費税率1.76%) ○標準税率 10.0% (消費税率7.8% 地方消費税率2.2%)	
請求書等	請求書の記載事項		
	・発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・対価の額(税込み) ・受領者の氏名又は名称	左記に加え ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み) ※上記①②は交付を受けた事業者の追記可	左記に加え ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 ※「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は税抜価格又は税込価格
	交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし ※免税事業者も発行可		交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※免税事業者は発行不可
仕入税額控除の要件	帳簿及び請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び区分記載請求書等(交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等を含む。)の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可  免税事業者からの仕入税額控除の特例 ・2023年10月～2026年9月 80%控除可 ・2026年10月～2029年9月 50%控除可
	せり売りなどの代替発行された請求書による仕入税額控除可(2023年10月以降は一定の取引に限る。)		
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可		
	3万円未満の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可		原則として3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要
適格請求書発行事業者登録制度		2021年10月から申請受付・登録開始 ※課税事業者のみ登録可	
税額計算	取引総額からの「割戻し計算」	税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」	・税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ・適格請求書の税額の「積上げ計算」 上記いずれかの方法によることが可
売上税額の計算の特例(注)		軽減税率対象売上げのみなし計算(4年間)	
仕入税額の計算の特例(注)		軽減税率対象仕入れのみなし計算(1年間) 簡易課税制度の届出の特例(1年間)	

(注) 税額計算の特例は、中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。)のみに適用が認められます。